

書き方までご指導いただけるものと思います。

それから市民相談室でも毎週第2火曜日に社会保険労務士相談がございます。こちらの方でも事前に予約いただければ相談いただけると思いますので、月2回の社会保険労務士相談がございますので、ぜひそちらをご利用いただければというふうに思います。以上です。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私は、この人は健在のうちになんとかその10年間を取り戻したいと思っているんですね。そんな難しくないんですよ。長井にまだある会社ですから、今のケミコンの前身なわけでしょう。当時例えば庶務の方担当してた人がいたかどうかわかりませんが、ただ、この人が受給するときに言われたのは、「この部分ないか」というふうに60歳で受給するときに聞いたらしいです。脱退したという欄に判こが押してあるというんですね。本人は、「脱退したなんていうこと一切記憶にないし、した覚えもないし、判こもついた覚えはない」と。かなりちゃんとした人ですから、こう言ってるんですよ。その人の話だと当時の庶務担当者の中で問題になったことがあって、私の判こ黙って使われたと、どんな判こでもいいわけで、そういう危険性もないわけではないんですね。そうすれば今度は見つけるのが大変だなというふうに、見つからなくても支給されないようになるかなというふうに思います。

この第三者委員会に対する申立書というのは、これうんとまたわかりにくくできてるんですよ。最近の、この日の新聞によると、一番最初申請してから約2年です。まともな年金が、訂正された年金を受給できるようになるまで2年かかるというんですよ。これ一般的には体力がもちません。いつ返事来るかわからないものを待っていて、来たら今度それに対する回答を書いてやってでしょう。難しいなというふうに思います。

時間も来ましたが、これはまたひどいなと思っているのは、この前、今株価の暴落がすごいですね。皆さんから集めた年金を運用するのに何に使ってるのかと思ったら、株買ってあるんですよ。4月から10月までの間に4兆5,000億円の損失を出してるんですよ。保険の加入者だけのものですよ。こういうお金は有利な方法で保管しろというふうに多分なっているんでしょから、有利なところがリスクの大きい損失を出してしまったんだと思います。おれに言わせりゃ「こんなものはまよえ」と、こういうふうに言いたいところですけども、そういうところというのは極めて反省がないなというふうに思うんですね。ですから年金の受給についても相談あった場合には、同じ人に何年もかわかってするつもりで相談の方の窓口はしてもらおうことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

高橋孝夫委員の総括質疑

○町田義昭委員長 次に、順位4番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 お疲れだと思いますが、もう少しお互いに頑張りたいと思います。目をあけて。私は、市の行財政運営が堅実に展開されるように願いながら総括質疑を行います。3点について、それぞれお伺いいたしますので、ぜひ明快な答弁いただきますようお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、地場産業振興センターの運営費補助金について伺います。

これは実は過日の一般質問で通告をしておりましたが、時間の関係で割愛をさせていただきました。よって、今回この部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

+

本会議に、この予算委員会でもそうですけれども、平成20年度の一般会計の補正予算で商工費の商工振興費の中で地場産業振興センターの運営費補助金482万6,000円が計上されているわけですが、この点について考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

これは産業・建設委員会の協議会に示された資料によると、原油価格及び電力料金の高騰などによる経費の増に対して補助金を追加するものだというので、具体的には重油不足額、それから電力料不足額、派遣職員増分共済費など、あるいは首都圏等マーケティング推進事業費などが不足をしたと。売り上げの収支で35万円ほど増加をしたものもありますが、差し引き冒頭申し上げたこの482万6,000円が不足をするという内容のものです。

このことについては私は了解をしますが、ただ、地場産業振興センターの運営費の負担のあり方については私はこの間整理をされてきたんだというふうに理解をしているわけです。なぜかといえば、それはいろんな議論あるいは指摘があって、今日のといいますか、今の運営費補助のあり方が踏襲をされているというふうに考えてきましたので、そこからいうと少し整理が必要だというふうに思います。

商工観光課長に伺いするわけですが、地場産業振興センターの運営費補助金についての市の助成ですね、運営費についての市の補助のあり方が変わったのは具体的には平成17年度からというふうに思います。ただ、その前の年、平成16年度にも実は平成15年度に係る運営費補助金の取り扱いをどうするかというふうなことで債務負担行為などを行っている経過があるわけですが、この2年間、平成16年度と17年度の2年にわたって地場産業振興センターの運営費補助のあり方については整理が図られてきたというふうに思うわけですが、それはどういう中身で整理をされてきたのかについてお聞かせをいただ

きたいと思います。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 平成17年度からの補助金の枠組みについての議会を通しての経過というふうなことだろうかというふうに思います。若干関連すると思われる部分につきまして、今までの議論の状況を報告をさせていただきたいと思います。

平成16年3月の議会におきまして地場産センターの運営費補助金についてというふうなご質問がございまして、この際に2年前の事業に対する補助金の支出は補助金として不適切でないかというふうな質問が出されました。その当時の財政課長からの答弁で15年度、それから16年度分の損失補償、要するにそれまで、2年前までに借りていた部分についての損失補償を行うというふうなこととあわせて、であれば17年度から補助金を当該年度分に該当して補助をするというふうな枠組みができるのでないかと、17年度に向けて検討したいというふうな答弁がされてございます。

それから16年の3月の質問で、債務負担行為の3,600万円の上限についてというふうなテーマでのご質問がございました。このご質問につきましては、その際に3,600万円の債務負担行為、それから補助金3,946万円の予算案が提案されておりまして、その関係の確認の質問かなというふうに思います。これに対しましては、特に16年度から18年度として限度額を定めたものでございますというふうな商工観光課長からの説明がございました。

若干この間の経過を申し上げた方がよろしいかと思いますが、15年の9月議会で損失補償、債務負担行為の3,000万円を議会の方に提案をさせていただいております。この部分につきましては、15年度、16年度は地場産センターが独自にその年度の運営に係る資金を調達していたというふうな状況がございました。ただ、平成15

年の9月のタイミングの時期に単独では地場産業センターとして資金を調達できないというふうな状況がございまして、15年の9月議会に損失補償契約の要請がございまして、議会の方にお諮りさせていただいたというふうなこと、それから16年の3月からは当初の時点で損失補償の契約を前提にした債務負担行為の方をお願いしたというふうな状況がございまして。

それから17年の3月、地場産業振興センターの運営についてという17年度から当該年度に出す補助金を支出するというふうな枠組みを前提としての3月議会におきまして高橋孝夫議員の方から高度化資金や金融機関分の返済を迎え、センターへの補助金が増大する事態にどう対処するのかというふうなご質問がございまして、それに対しまして当時の市長からは、地場産業センターは長井市が責任を持って運営していくものであって、TASは長井市の中核施設として今後も運営していかなければならないというふうに考えていると、あわせてセンターはセンターとして期待される事業を積極的に展開していくべきものというふうにご答弁をさせていただきます。以上です。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 お伺いしてることとちょっと違うんですけども、整理すれば平成16年度までというのは平成16年度の当初予算には平成14年度の地場産業振興センターのいわゆる運営赤字分を補てんをするということで補助金を出すというふうに当初予算ではしてるんです。その際に債務負担行為も同時にされておりました、それは平成15年度分の赤字補てんの分をどうするかと。それは地場産業振興センターが借りる3,600万円について損失補償しようということでこの債務負担行為を起こしたということですね。平成17年度は、プラスして平成17年から27年度までの11年間にわたる融資額、融資総額6,600万円に対する元利保証をするんで

すよということで債務負担行為を設定をして、具体的には恐らくうまくいく平成17年度からは今の、平成20年度もそうですけれども、ような補助金、運営費補助のあり方になったということでしょう。まずそこどうですか。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 失礼しました。そのとおりでございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういうことなんです。

そのときにただ、整理がされたことがあるんです。一つは、これは佐々木謙二議員が平成16年3月定例会の一般質問でいろいろ述べておられるんですけども、これまでは2年前の赤字を全額負担をしてきた。これはやっぱり負担助成のあり方としてはおかしいということで、補助金というのは当該の年度で使う分を申請をもらって、それが妥当かどうか審査をして、そして交付をするというのが筋だから、これに戻しましょうと。だから全額ではないよというのが一つなんです。

その際にやっぱり上限というものを考えていかなければならないということで、これは蒲生吉夫議員の方から質疑があった。これは債務負担3,600万円というのが上限なんだかということなんです。それに対する当時の商工観光課長の答弁は、限度額については想定される運営費借り入れ分2,850万円と施設の占用使用料減収分に伴う対応分、合わせて3,600万円だというふうにご答弁をされています。これが確認ではないですか。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答え申し上げます。

委員のご質問というのは、3,600万円というのが上限としての確認ではないかというふうなご質問かというふうに思いますが、この16年3月の蒲生議員の質問に対しましての当時の商工観光課長の答弁というのは、16年度に設定をさせていただきたい3,600万円についての説明だ

というふうに私は理解をしてございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 言ってること同じなんですよ。3,600万円を債務負担行為したんですけども、その3,600万円というのは平成15年度分の運営費補助の分なんです。それとあそこの占有使用料でいわゆる未済分、これどこかわかるとは思いますけれど、使ってももう入ってこないという分があって、それをまとめて3,600万円ですよというふうに確認をされたんではないんですか。債務負担行為の中身わかるでしょ。15年度分。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 大変恐縮でございます。16年3月に設定をいたしました3,600万円というのは、16年度に借入れをしたいと考えてる地場産センターの予定額に対して損失補償を行うための金額でございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

+ ○10番 高橋孝夫委員 だから平成15年9月の話、商工観光課長からあって、それからずっと順を追えばそういうふうになるんですよ。地場産業振興センターがこれ借りるんだから、その分で3,600万円なんだけど、その中身というのは15年度の運営費としての借入れ分、これが2,850万円なんだよ。同時に、この際だからという言い方悪いけれども、TASを何年も使って実は払っていなかったところがあるんだよね。その分ももう解消しましょうということでこれやったということでやって、そのときの商工観光課長の答弁でこの借入れ分というのは大体2,850万円、その後、個々のやりとりで出てきたんですけども、おおよそ3,000万円、単年度、というふうに確認してきたのではないかとこのように申し上げてるんです。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

まず3,600万円というのは、あくまでも16年

度に借りるためのものございまして、それ以前のものに対するものではございません。

それから3,000万円をある程度の何か線にするというふうなお話ございますが、三千数百という数字が答弁の中でおりますのは15年の9月、藤原議員の一般質問、第三セクター企業の破綻処理と保証先のチェックについてというふうな答弁の中で当時の市長が答えている中で、市民文化会館でも三千数百万円かかる。補助金自体を減らしていかなければならないが、今の仕組みで補てんしていくということがこれまで合意されてきたしというふうな答弁の中に三千数百万円というふうな数字が出ている部分につきましては、この15年の9月の市長の答弁かなというふうに考えております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。

地場産業振興センターの運営費補助金のだから上限といいますか、考え方というのは、おおよそ3,000万円だというふうに確認をされて今日まで来たというふうに私は理解してるんですけども、年度的に見ればそうではありませんが、そういうことで間違いはないのですか。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

結果的には3,000万円、あるいは3,000万円を超えるような数字でもって今のところ運営はされてございますが、例えば3,300万円あるいは3,500万円ということで、それを上限にするというふうな形での議論はなかったかなというふうに理解をしております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 どうもこんなところで詰まるところでないんですが、そうでないと私は理解してるんですよ。

それじゃあ、申し上げます。平成14年度以降の運営費補助の推移であれば、14年度というのは、これは前々年度だ、2,900万円、15年

度2,900万円、16年度3,900万円、17年度3,600万円、18年度3,600万円、19年度3,000万円、平成20年度当初予算では2,950万円というふうになってるんですよ。私は、この3,600万円の平成16年度債務負担行為をしたときからいつの間にか上限が3,600万円というふうになってしまって平成18年度までは推移をした。だけど19年度は3,000万円にしているでしょう。今年度は当初2,950万円にしているわけだ。これは商工観光課があそこに行くなんていうこともあったからだかかもしれないけれど、減ってきてる、減らしてきてる。なぜかという、運営費補助の上限おおよそ3,000万円というふうにして、これからは議員からもいろいろあったし、監査委員からもいろいろ指摘があったから内部で努力をして、とにかく運営費補助というのはいくら削減する方向でいきたいと思いますという確認があったから今日の状況になってるというふうに考えているんです。間違いですか。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答え申し上げます。

地場産センターは、地場産センターとして経営努力をやっていくというふうなことが基本でございます。それに対して市は支援をしていくというふうなことも、ある意味ではご理解をいただいたものというふうに思います。

ただ、今までの補助金の枠組みの流れあるいは変化から17年度以降当該年度に対する補助というふうな形で枠組みをつくっていただいた。そのことによってそういった努力目標といいたいでしょうか、経営努力がより確実な形と申しましようか、力の入った形になって動いていくような形になってきているというふうには理解しております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 何か含むところあるんですか。単純なこと聞いてるんですけど。

何でこういうこと聞くかという、平成18年

度から、これは市長もおわかりでしょうけれども、県の支援も受けて運営費補助がどんとふえてるんだね。何でだかといったら、いわゆる業界負担だった高度化資金と市中銀行の借り入れした分、いわゆる払ってなかった分を肩がわりして払わなきゃならなくなったからどんとふえたんだ。そのこともあって運営費補助金というのは減らしてきたんだと私は理解をしているんです。その上で何とかやっというのが私は、この間の確認だったというふうに思うんです。何かそうでないみたいなこと言われますけれども、そうだったと私は思っているんです。

そこで今回のことについて市長にお伺いをしたいんです。今回この480万円何がし、この中身見れば私、冒頭申し上げているようにわかると申しました。ただ、今までのルールからいうと、一つは、赤字額全額を補助をするというのは、いわゆる平成17年以前の部分ですね、2年前の運営費赤字の分全部補助しますよと。そこから当該年度分は当該年度でというふうなことにして17年度から今の状態にあるわけですが、ここからいうと少し、全額補助ってまたなってきたらうんですかというふうに私は思うんです。足りなくなった分は毎回市から補助をするんですか。そこは私は少し違うのではないかとこのように思うんですが、そこはどう判断されたんでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋委員がおっしゃってるルールというふうなことについては、今いろいろ議論あったわけですが、私はルールは、まず極力経営努力して市の方からいただく補助金を減らすことがルールだというふうに思っております、上限が幾らというのは私は認識しておりません。

ただ、今回もそうなんですが、地場産業振興センターは公益事業を主な業務とする団体でありますから、財団法人でありますから、市で

きない部分の公益事業を財団法人でやっていたというふうには私は思っております。そういう意味からはしっかり議会からも議論はいただかなければなりませんけども、ぜひ赤字を補てんするんだということではなくて、例えば昨年から行いましたROBO-ONEの東北大会を行ったりとか、そういった部分なんかも実は業界といいますか、いろんな工業会なんかからも依頼あって、行政でできないということで地場産でやっていただいたり、あるいは今回の需要開拓といいますか、地元の食品関係の業者とともに新たな需要開拓というものを、これはなかなか行政側でできない部分を地場産センターで担っていただいと。そんなことで極力経営努力はまずこれまで以上に行いながら、補助金は少なくしなきゃいけないけども、そういったことで必要な部分についてはぜひお認めいただきたい、そのように思っております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

+ ○10番 高橋孝夫委員 冒頭に言ってるように、認める認めないも、これ必要な額だから、それはいいんですよ。

ただ、前のように足りない分、前は、何遍も言うけれども、2年前の不足分全部したわけだよ。だけど17年度から違うわけだ。これくらい申請があって、じゃあこれくらいにしましょうというふうにしてきた。その方式からいうと、ルールといたら悪いかもしいけど、そういう方式からいうとこれからも不足をしたからというふうな形でこういうふうな補正というふうになるんですかと。私は、やっぱり当初申請あった段階でもちゃんと精査されたと思うんですね。補助金を決定する際に。だからそういうことを前に戻ってしまうのではないかとということと心配なんです。そこでお聞きしてるんです。そうではないと言われるならそれでいいんですけども、そこなんです。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 当初予算で必要なものはきちんと精査して計上したということで、そういった意味からは補正はあってならないものというふうに委員おっしゃる部分も理解できます。しかし、今回おっしゃってますように、絶えず安易に補正をしてるんじゃないで、今回は480万円というような内訳についてはきちんとした理由がある、そういったことでまず補正させていただいた。ただ、本来であればやはり年度当初で計上させていただいたものの中でやるというのが基本だと思います。以上です。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私今回この補正見て、これは中身見れば、それは確かに必要な額ですよ。だからそのことをどうこう言うのではなくて、この間、地場産業振興センター運営費補助金として整理してきたことが何点かあって、それが今回初めてですね、17年度以降こういうふうになったの初めてなんですけれども、また最終日に追加が出るようですが、そういうことを見るとやっぱりもう一回整理をしとく必要があるんじゃないかということで質問させていただいてるんです。そういう意味でぜひ私は、ご理解をいただきたいというふうに思ってるんです。

これ何でこういうこと言うかということ、結局平成25年度まで業界の負担で未整理だった分をずっと県と市が肩がわりしてこれから払っていかなくちゃならないんです。ただでさえ負担が大きくなってのわけです。そういうことを考えるときに私は、やっぱり足りない分全部みたいなことにはなっていけないし、そういうふうなことに回帰しないようにという意味で申し上げますから、ぜひそこは理解をいただいて以降執行をお願いをしたいというふうに思いますが、市長、最後にいかがですか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私の考えとしては、地場産業振興センターというのは、このままの体質でいき

ますといつまでたってもずっと補助金を出し続けなきゃいけない。私は、少しでもこの体質を改善しなきゃいけないということで、職員も1名多くことしから派遣させていただいて改善を図るべく努力してるところです。その過程の中で一時的にふえる部分もあるかもしれません。その辺はぜひ議会の皆様から議論いただいでご承認賜りたいと思うんですが、例えば今回も売り上げ自体はふえておると思います。ただ、利益自体がなかなかそれについていかないということから、いわゆる結果として赤字補てんみたいな形になるかもしれません、今年度も。ただ、それを少しでも圧縮していくという考え方で努力してまいりたいと思いますので、とにかく金額的に減らせということじゃなくて、努力して減らすというその努力の部分については一時的に例えば補助金の額がふえるということもぜひご検討いただきたいと思います。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。

確かに今回一番中身で大きいのは、職員ふやしたからなんですよ。その負担分200万円とあるから、それは前向きにとらえられて人員、本庁、行政体大変なんだけども、そういうところで何とかしようということのあらわれだとは思うんです。

だけど申し上げましたように、そういう面は理解しつつも、前にやったように赤字出したのは全部市で負担をするというふうなところに返ってはいけないというふうに思いますので、そこだけお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時20分 再開

○町田義昭委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

予算総括質疑に関する質問を続行いたします。10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 引き続き質問をさせていただきますが、ちょっと時間の関係もあって通告をしています3点目の方から教育長にお伺いをしたいと思います。いや、細部審査で聞けないんで、済みませんが。

今回の補正予算で債務負担行為、公民館指定管理料、平成21年度から23年度まで2億350万4,000円計上されてるわけです。これについてお聞かせをいただきたいと思います。過日、総務・文教常任委員会協議会の中で指定管理料導入に伴う債務負担行為について資料いただきました。こういうふうには計算すればこうなるということが書かれているわけで、これはこれで理解をします。

ただ、私ちょっと不思議だなと思ったのは、平成20年度の主な変更点の中で、一つは、運営協議会の委員数をふやす、増員をする。83人から91人にするのだと。それから運営協議会の会長の報酬を年間2万円だったのを12万円にするということがあったわけです。これはいわば各地区の公民館を指定管理者制度に移行することによって、その受け手となる指定管理者になる各地区の公民館運営協議会を体制充実を図ったものというふうに考えられるわけですが、教育長にお伺いをしますが、そういうふうにして体制の充実を図った運営協議会の任務というのは主なものでどういうものを考えておられるかお聞かせをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 運営協議会は、現在は運営協議会の方に主事の人件費、それに事業費を委託していますので、運協としては主事の管理、そ

+

れに事業の企画実施業務がありますが、指定管理者制度導入後は、それに加えて公民館の施設、設備の維持管理業務、それに使用許可及び使用の制限に関する業務、加えて館長も運協の職員になりますので、館長も含めた人的な管理が加わってくるというふうに考えています。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。

そこで、このいただきました公民館の指定管理料の管理統括表などを見てみたんです。今ほど教育長から地区の公民館の運営協議会の任務、考えられるものについてお話をいただいたわけですが、私は本当にそうなのかということについては少し疑問を持ちます。このいただいた資料によって指定管理料の中の事業費の割合というものをちょっと出してみたんです。中央地区公民館の場合だと、事業費の割合というのは12%強なんです、総体の額の。指定管理料の中で事業費が占める割合というのは12.22%。致芳地区公民館は10%、西根もそう、平野もそう、伊佐沢、豊田、それぞれそんな感じ。地区公民館の運営協議会の任務というのは、いろいろこれも管理だ何とかって言われましたけれど、本当に力を尽くすというか、地区公民館の運営協議会で裁量があるものというのは、私は額でいうところの事業費のところを集約されると思うんです。だけど実際は事業費というのは、申し上げたとおりの約1割にしかすぎないんですね。あとはほとんどもう使い道が決まってるお金なんだよね。そういうことを考えると地区公民館の運営協議会って、その程度のことをすると言ったら語弊があるんですが、大変な仕事だと思いますけれども、そういう本当に裁量、自分たちで決められる、お金も自分たちで使えるというものが少ない協議会でいいのかというふうに私は感じるんですが、そこはどういうふうに整理をされてるんですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 私は、公民館の存在というのは、やっぱり事業にあるんだというふうに思っています。それで人件費または管理費なんかはもう固定されてるわけですから、まさに裁量権がないといえないわけで、委員おっしゃるとおり事業の部分の裁量だけになるというふうに思いますけども、その分ですらやっぱり地域に根差した、または地域を活性化するような事業を行うことが公民館の役割というふうに私は思っています。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 いや、そういうことだと思いますけど、ただ、私は余りにも、例えばほかの指定管理者、今回図書館もなってますけれども、ほかと比べると余りにもこの運営協議会が運営協議会の判断でできるものというのは限られてはいませんか。余りにも市が、教育委員会が縛りどんとかけていってしまっているのではないかというふうに感じるわけですが、そこはどうですか。本当に幅ないですよ。例えば中央地区公民館は、1,800万円ほど行くんです、管理委託料で。その中でだけ使えるお金というのは、事業費ベースでいって228万円ぐらいなんです。そういうあり方でいいんだろうかと。指定管理者制度を導入したというのは、それなりの管理運営を含めて、そこで住民サービスの向上を図ったり、今までよりも利用者があつたりというふうなところをねらって、しかもコスト削減というふうにならざるを得ないわけですが、そういうことからいっても余りにもこの各地区の公民館の運営協議会がやれる幅といいますかね、少な過ぎるというふうに感じる。ほかのところと比べれば。

例えば例を言うと、公民館主事一生懸命頑張ってるから賃金上げましょうと、これできますか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 公民館主事の給与は、給与表

がありますので、年々上がるようにはなりません。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 年々上がるんです、給料表あるから。そういうことでなくて、じゃあやっぱりこれくらい大変な思いさせてんのだから少し手当でもなんていうことは裁量ありますか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 裁量はありません。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういふところというのは、余りにも各地区の公民館の運営協議会の方々に失礼に当たらないかなという気がするんですけども、それだからそういういろいろ決まってこれしかないから受け手がいるのかもしれないが、しかし、これで本当に指定管理者としていいのかというと、私は疑問を感じるんです。

もう一つお聞かせいただきたいのは、この職員の給与ですね、これ中央地区公民館に配置をされる予定の公民館主事が全部のほかの各地区公民館に配置をされる主事の分の給料の計算であるとか管理もするんだというふうに聞いていますけれど、それで間違いはないですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 そのとおりです。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私おかしいなと思うのは、指定管理者制度の指定管理者を受ける、いわゆる例えば民間の事業者であったり、あるいは公共的団体であったり準公共的団体であったり、いろいろするわけですけども、それは条例で決めればよいというふうにされているから、そこは提案されてるような形になるんでしょうけれど、通常一般的に考えて自分のところで雇用している従業員の給与管理あるいは給与計算などの事務は当然にしてこの指定管理者を受ける指定管理者となる事業者、ここでいえば地区公民館運営協議会ですよ、ここでやる、それくら

いの力量を持ち合わせているのが当然だというふうには感じるんですけども、そこはどう整理されるんですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 給与をこちらで決めたというよりも、現在ある給与表をそのまま運協の方で認めて、それを使うというように私どもはとらえています。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 また異なることを。運協で認めてというんじゃないで、指定管理料の中身見たって、「こういうことでしますから、こうしてください」と言ったんでしょう。運協で認めて、格好はそういうふうになるかもしれないけれど、ちょっと言い方違うんだと思うんですね。「こういうことで受けてください」と言ったんじゃないですか。違うの。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 平中央公民館長がお答えします。

○町田義昭委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 お答え申し上げます。

これを一番先に結果として提示を申し上げたわけではありません。先ほど運営協議会の委員の増であったり、公民館主事の給与表の堅持であったり、これは各運営協議会から出た強い要望のもとにこれを構築したものであります。

また、給与の計算、当然各運営協議会単独ですべきものと考えておりましたが、これまでの経過と、あとこれからの税処理の部分であったり、1人が集合してやった方が管理上もいいのではないかと。これは各運営協議会、あと各館長、主事が集まったときに出たお話であります。そういったものを集合して今、この間ご提示を申し上げた統括表に持ってきたわけです。さまざま給与計算についてもこれから複雑なものになってきますので、委託ができるということから1人の部分を設定をしながら、そこに委託を

+

していく。負担金という形でここには載せてございますが、そこで統括をした形で調整を図っていく。これも行政から持ちかけたわけではなく、各地域ごとの部分の要望に沿ってこの統括表ここまで至った経過がございます。以上でございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 指定管理者制度のいわゆる受け手の資格というのは何も書いているものではなくて、判断なかなかできないんですけど、通常一般的に考えて、例えば図書館今回ゲーシーエスですか、指定管理者になるわけですが、そこでは当然にしてその会社が会社の従業員のいわゆる給与、労働条件、福利厚生、その他全部規定を持って、そこで管理をするわけですね。しかし、反面、この公民館の部分は、受け手となる各地区公民館の運営協議会は一切そういうことしないんです。こういうところに業務を指定管理者として位置づけるというのは、私は少し勘違いじゃないかなというふうに感じるんです。ちゃんとしたていをなしているのか。指定管理者として、例えばイコール民間事業者などのようなそういう機能、それから体制ですね、それがとられたところに指定管理者として選定をするというのわかるけれども、そういう状況でないところに指定管理者としてお願いをするというのは無理があるのでないかという感じは私は受けるんですけれども、そこはどう整理されるんですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 なぜ指定管理者にしたのかという議論は9月議会するときにもずっとやってきているわけですが、公民館の運営に関しては現在の組織、一部業務委託という組織には若干不都合がある。また、館長が教育委員会の任命ということで、館長の権限が非常に薄くなりますので、そういう面で長井方式である住民主導型の公民館運営をより一層充実させて地域の活

性化につなげるためには館長、主事、これが一体になった組織ということを考えて、それには直営という方式もあるわけですが、実際直営というのは今の行財政改革の流れにはちょっとそぐわないんじゃないかと。それで指定管理者制度を導入したと。地域の活性化を図るための受託団体として、現在運営協議会の方で事業費も委託しながら進めているわけですので、そういう面で運営協議会が最も適した受託団体でないかなということで進めてきた経緯がございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ちょっと答弁になってないんですけど、例えば今回指定管理者制度に移行するというふうに言われた際の不都合ですよ。それを蒸し返すつもりありませんけれども、しかし不都合をちゃんとしたことにしようとして今回この各地区公民館の運営協議会に移管するわけですが、それこそ不都合にならないんですかと言いたいですよ。不都合という中身は、本当に指定管理者として受けるにふさわしい団体なんですかということですよ。そのところはどうか精査されたんですか。先ほど来給与はこうだ、いや、それは公民館長会や主事から上がってきたんだと言うけれども、上がってくること自体がまず正直言えおかしいよね。指定管理者制度を導入をするという考え方に立てば。当然にしてそういう力量や体裁があって、だからお願いをするということだったらわかるけど、そこからいろいろ要望が出て、それを受け入れて、結果的にはこういうとっても面倒くさい計算をして指定管理料を算出しないといけないということや冒頭に申し上げたようにほとんど地区の運営協議会が力が発揮できない、額でいえばほとんど総額の指定管理料の1割ぐらいの部分しか裁量がないなどというところに何でしなきゃならないんですか。それは本当に指定管理者としての素質か資質が整われているというふ

うにお考えで指定管理者というふうにされたのですか。私そこは少し根本的な、基本的なところで理解できないものでお聞かせをいただきたいと思ってるんですが、そこをもう一回整理してください。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 組織の上でそういうふうに入件費の管理もできないというようなところに本当に指定管理者の受託団体としての資格があるのかというようなことだと思いますけども、私は今、公民館の役割、機能、それを十分に果たすためには運営協議会が最適だというふうに思っていますし、そういう不都合な点というの指摘されればあるわけですけども、それ以上にやっぱり公民館の機能ですね、地域活性化のための機能を発揮するためには運営協議会が最適というふうに思っています。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 納得とってできないです。本当にこの議論ずっとしていくと、「指定管理者とは一体何だ」というところに行くんです。そこまで行く問題なんですよ。こういう言葉本当に使いたくなかったんですけど、運営協議会というのは単なる隠れみのになりはしないのか。受け皿として行政がうんと支援してつくらせて、だけど結果的にはその主体性が発揮できる分野というのはほぼ1割で、あとはほぼ市が決めたことというか、教育委員会の決めたことだけをすればいい、そういう機関が果たして指定管理者にふさわしいかというふうにいえば、私はふさわしくないというふうに言わざるを得ないということだけ申し上げておきたいと思えます。

次に、平成21年度の行政組織について、ちょっと時間もないので、ざっとお聞きをしたいと思いますが、まず福祉事務所長にお伺いをいたします。平成21年度の児童センターの運営と保育士の確保策ですが、保育士、この間の一般質

間で今の現職員数と退職する方がどれくらいでという話をお聞きして、そこで明らかになったわけですけども、保育士は平成20年度23名ですね。そこからこの間の総務課長の答弁では、3名、定年が2名で早期退職というか、退職勧奨に応じられた方が1名、計3名で、20名というふうになるのだということをお聞きしたわけです。そうなるこの20名で各児童センターの運営というのはできるんですかというところを私うんと心配しています。特に今までは辛うじて1クラス1担任制、これは正職員である保育士で対応されてきたわけですけども、20名というふうになると本当にできるんだろうかというところは心配なわけですが、そこはどうか想定をされていますか、お聞かせをいただきたい。

○町田義昭委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 高橋孝夫委員のご質問にお答え申し上げます。

21年度につきましても全児童センターともに今年度と同様に運営していく考えでございます。クラス編制と担任につきましても、ことしと同じような人数でございますので、同じ配置を考えております。保育所の最低基準における保育士数と児童センターの各部屋の面積で入れる児童数から勘案いたしますと、必要と考えられる職員数は全施設で23名必要となります。3名の保育士の不足分につきましては、保育士の資格のある定時補助職員を確保して、担任については主任に兼務していただき、副担任として定時補助職員を配置し、運営に当たる考えでございます。以上でございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 苦肉の策だと思うんですね、これ。実はこれ去年から、平成19年の12月の議会のあたりからこの問題ずっと言われているんです。本当に大丈夫なのか大丈夫なのかということです。

例えば保育士の関係でいうと、定時補助職員

と正職員の違い、格差があって、それは何とかしなきゃいけないんじゃないかということがあったりして、それがはなぞの保育園と清水保育園が社会福祉協議会に移管されたということで、向こうの職員になったことで、ある程度改善をされたみたいになってはいるわけですが、しかし厳然としてまた定時補助職員を雇わざるを得ないということになればまた格差出るわけですね。そういう問題また出てくるというのはちょっと私は残念なことだなと、こう言わざるを得ないですね。これからまた減るでしょ、来年。これ将来に向けてどうするんですか。こんな不安定な状態をずっと続けては行かない、こう私は思うんですけれども、そこはどうか想定されるんですか。

○町田義昭委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 21年度につきましては、このような状況で対応せざるを得ないと考えておきまして、22年度からは、保育計画にも盛り込みさせていただいておりますが、その中でお示ししたいと考えております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 保育計画というののもことしの9月まで出るみたいな話があって、それがまた来年の3月というふうになって、ずんずんずんずんおくれてきてるわけですね。うんとそれを待ち望んでるみたいなのところもあるわけですが、ただ、私3月に単なる保育だけでなくて妊婦からあれまでなんて言ったところもあって申しわけないなという気持ちはあるんですけれども、総合的なものみたいなものをつくるべきだということも申し上げましたから、そこは時間かかっているんでしょうけれども、ぜひ私要望したいのは、これから保育計画つくって、その計画によって平成21年度からやりますと言われたって、これ時間的にもうとっても大変で、もう内部の対応大変だと思うんですね。みんな周知も大変だと思う。そこは少

しタイムラグを置くということだって必要なのではないかと。だから実質21年度から出発とはいながらも半年おくれとか1年おくれでスムーズに移行できるというふうなことが私は考え方としては必要なんじゃないか。その間に例えば不足をする保育士についてはどう対応するか、あわせて1年間で準備をするということが言えば自然な流れかなというふうに思いますが、ちょっと恐縮ですけども、市長、ここについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

保育士の採用につきましては、まず保育計画を年度内に策定して、そしていろいろ議論いただいて、それから児童センターを含めてどのように運営していくのか、直営ですっていくのか、あるいは指定管理者みたいな形でどっかに全部の施設じゃなくていくのか、そういったところを議論した上でやっぱり採用せざるを得ないと思います。一番いい方法は、全員正職員で子供たちの保育するのが一番いいわけですが、財政状況からいまして残念ながら今難しい状況でありますので、しっかりとした方針を定めた上で考えてまいりたいと思っております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういうことだと思うんですが、計画を立てたから即これでスタートというのは、これ無理がありますよと申し上げてるんです。そこはぜひ余裕を持って準備できるように私は対応をいただきたいなと思います。平成7年に市の保育士というのは56名いたんですよ。それが以降集中改革プランもありましたし、その前の行財政改革大綱もありまして現在に至ってるんです。ただ、こうなることはわかっていたわけで、もう少し計画的な対応をこれからはぜひ対応としてお願いをしておきたいし、そのことでもう一回市長にお伺いをすることと、福祉事務所長、申しわけありませんが、定時補

助職員の関係でいうと今36時間ですか、週。それを40時間にしてほしいという要望など出ているのではないですか。そういう対応も必要なんだというふうに思いますが、その2つ、それぞれお聞かせをいただいて終わりたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 21年度からの体制につきましては、先ほど申しあげましたように、保育計画を含めてしっかりと準備した上で極力支障ないような形で移行できるように、あるいは採用できるようにそういったところを検討したいと思います。

○町田義昭委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 定時補助職員につきましては、36時間ではなく40時間というふうな要望が出ているところは確かでございますが、なかなか40時間というふうな定時補助職員の身分の確保等困難ですので、当面36時間ということで、4時間分の時間外等の計上は予算化させていただいてるところです。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 やっぱり無理のない対応ですね、そして柔軟性のある対応していただきますようお願いして質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上お願いいたします。

議案第93号 平成20年度長井市 一般会計補正予算第3号についての 質疑

○町田義昭委員長 まず、議案第93号 平成20年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 すぐで済みません。債務負担行為をされている斎場の業務委託料640万円についてお聞かせをいただきたいと思いません。前から申し上げてますけれど、この640万円という設定の仕方ですが、これでこの額を設定をして、去年はどうだったかわかりませんから、去年の例も含めてですが、入札に応じられる業者はどれくらいあるというふうに想定しておられますか、市民課長。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

昨年度の例を申し上げますと、3者に指名通知を発送しまして、入札に応じた方は2者になります。以上です。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ことはどれくらい想定されてるんですか。3回しかできないんで、済みません。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 ことしも昨年と同じく3者に指名通知を送付したいというふうに考えております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 この間の経過見ると、ずっとシルバー人材センターが一応落札した格好になってるんです。落札でないよね、けど実際は。話し合いでシルバー人材センターにお願いをしてるということだと私は理解してるんです。なぜかという、この金額で通常の業者がやっぱりやれないからだと思うんですね。

副市長にお伺いしますけれども、県は最低落札額が幾ら安くてもいいなんていうことではなくて、最低ここからこれで落札してくれというふうなことをやってるわけですが、私は